

## 水質・汚泥試験業務 特記仕様書

### 1 目的

本委託業務は、「下水道法」、「水質汚濁防止法」等の環境関係法令に規定する放流水の水質基準、汚泥の判定基準の適合状況を確認するために行うこと等を目的とする。

### 2 委託試料

委託試料は、以下の浄化センターの「放流水」「汚泥」「し渣」とする。

- ・北部浄化センター
- ・南部浄化センター
- ・雲出川左岸浄化センター
- ・松阪浄化センター
- ・宮川浄化センター

### 3 試験項目、試料数

試験項目、試料数、報告下限値及び試験方法は次のとおりとする。（ ）は予定月

- ・精密試験項目（放流水） 別表 1（平成 29 年 9 月）
- ・汚泥溶出試験項目（脱水汚泥） 別表 2（平成 29 年 11 月）
- ・含有量等（脱水汚泥） 別表 3（平成 29 年 11 月）
- ・汚泥溶出試験項目（し渣） 別表 2（平成 30 年 1 月）

なお、試験方法等で特に記載のないものは、委託者から別途指示を行うものとする。

### 4 試料容器、試料の受渡し、試料の保存

- (1) 試料容器は受託者が準備し水質分析センターに届けること。  
ただし、ダイオキシン類測定用の試料容器は北部浄化センターに届けること。
- (2) 試料容器及び試料の受渡し日については、業務受託後、監督員と別途調整すること。
- (3) 試料の受渡し場所および受渡し時期は、以下のとおりとする。

受渡し場所	受渡し時期	試料内訳
水質分析センター (もしくは指定場所)	平成 29 年 9 月頃	放流水 5 検体
	平成 29 年 11 月頃	脱水汚泥 5 検体
	平成 30 年 1 月頃	し渣 5 検体
北部浄化センター*	協議の上決定	汚泥 1 検体、放流水 1 検体

\*北部浄化センターはダイオキシン類測定用の検体

- (4) 試料を予定日当日に受け渡しできない場合、委託者が試料を搬入することとする。
- (5) 受託者は試料を受付後、受領書（受託者指定書式）を発行すること。
- (6) 放流水は成績書（計量証明書）発行以後 20 日、汚泥及びし渣については成績書（計量証明書）発行以後 30 日間保存すること。

## 5 試験

- (1) 委託した全ての試験について手順書が整備されていること。
- (2) 内部精度管理・外部精度管理に係る規定等が整備されていること。
- (3) 試験に使用する標準物質は可能な限りトレーサブルを使用すること。
- (4) 試験開始日時は受託者が試験結果の信頼性を確保できるよう配慮したうえで決定すること。
- (5) 汚泥及びし渣の溶出試験では測定対象成分の吸着及びコンタミネーションが起らないように配慮すること。
- (6) 汚泥及びし渣のヒ素の測定は水素化物発生原子吸光光度法にて行い、その際、試料中の夾雑物の影響下で正しく水素化ヒ素が発生していることを、試料に対する添加回収試験によって確認すること。
- (7) 汚泥含水率・強熱減量は 2 回以上の平行試験結果の各 2 つの差が±1.00%以内に収まるように試験を実施し、その平均値を報告値とすること。ただし、受託先でこれより厳しい管理基準によって試験の管理が行われている場合は事前に協議することによりこの項は無効とする。

## 6 報告書

水質分析センター委託業務共通仕様書第 6 条に規定する委託業務報告書については、下記のとおりとする。

- (1) 報告書に用いる試験結果については環境計量証明を行うこと。ただし、計量法に基づく計量証明を行えないものを除く。
- (2) 報告書は 2 部作成すること。
- (3) 報告書の委託先への到着期限は、試料受渡し日から起算して 14 日又は受託先営業カレンダーで 10 営業日、のどちらか長いほう、以内とする。ただしダイオキシン類に係る計量証明書の到着期限は受渡し日から起算して 2 ヶ月以内とする。尚、ダイオキシン類の計量証明書には、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 3 条に基づく算出根拠（測定したダイオキシン類の構成）を明記すること。

## 7 その他

- (1) 受託者は業務受託後すみやかに業務にかかる打合せを行うこと。また、委託者の要請に応じて業務の詳細に係わる追加の打合せに応じること。
- (2) 受託者は（1）の打合せの内容を業務打合簿（別途規定する。）に記載し、すみやかに提出すること。
- (3) 受託者は業務の再委託をしてはならない。ただし、ダイオキシン類に係る業務については予め再委託先（MLAP 認定事業所に限る）を追加の試験場所として申告する

ことで再委託可能とする。

- (4) 本仕様書にかかる疑義が生じた場合、受託者は委託者に照会することができる。
- (5) 受託者は委託者から試験結果に対する疑義についての連絡があった場合、委託者と協議の上、試験結果の検証に応じること。
- (6) (5) の検証を行う際の費用は受託者が負担すること。
- (7) 受託者は委託者から以下の申請があった場合、遅滞無くこれに応じること。
  - ① クロマトグラフ等の生データの提出
  - ② 試験操作フローの提出
  - ③ 委託試料の試験についての精度管理状況が確認できる書類の提出
- (8) 以下に掲げる事項に該当する場合は直ちに監督員へ連絡すること。
  - ① 分析機器の故障等で試験困難な状況に陥ったとき。
  - ② 脱水汚泥の含水率測定値が 70%未満、又は 80%以上であるとき。
  - ③ 測定値がその基準値の 70%を超えるとき。